

令和3年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和4年3月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第12回農業委員会総会を上瀑ふれあいセンター研修室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 令和4年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

## <出席委員> (10名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣  |
| 5番委員：鈴木 孝一  | 6番委員：井口 峰幸  |
| 7番委員：小高 康熙  | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二  | 10番委員：渡辺 忠洋 |

## <欠席委員> ( 0名)

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 5 6 分）

事務局 長  
（ 秋 山 ）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 12 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 名全員のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（渡辺会長あいさつ）

議 長  
（渡辺会長）

本日はお忙しい中、令和 3 年度最後となります第 12 回総会にお集まりいただきご苦労様です。

大多喜町でもコロナウイルスの感染者情報が毎日のように報告されております。そのような関係で本日は役場の大会議室も町議会で使用されていることから、ここ上瀑ふれあいセンターを会場として開催とさせていただいた次第であります。

近隣農業委員会の話を伺いますと大多喜町は審議案件が非常に多いという声も聞かれます。確かにこれまで 1 時間から 1 時間半で閉会していたこの総会も本年度は 2 時間掛かってしまうということもありましたが、委員の皆様のご協力により順調に進めて来ることができました。

本日の会議も感染予防に十分注意しながらスムーズに進めて参りたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、質問に関しては議案に関係ある内容のものとし、現地調査報告にあたりましては調査担当委員の調査実施結果について意見を付するようお願いするとともに、いずれも要点をまとめ簡潔な内容で行うようお願いいたします。

それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

7 番の小高委員、8 番の矢代委員に申し上げます。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を

事務局  
( 寺 井 )

議題といたします。事務局から説明をお願いします。

2 頁をご覧ください。今回は 5 件の申請案件が提出されておりますので、先一括して事務局で説明を行った後、1 件ずつ審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 64。所在・地番：小土呂字金谷〇〇番。地目：畑。地積：753 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 1,124 m<sup>2</sup>。権利者：長生郡一宮町東野〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：四街道市和良比〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：譲受人/新規就農のため。譲渡人/相続したが耕作が困難なため譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 65。所在・地番：平沢字門木〇〇番。地目：畑。地積：403 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：愛知県名古屋市北区清水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自宅近所である申請地を取得し、耕作するため。譲渡人/住所地が県外であり、管理が困難なため譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 66。所在・地番：弓木字角野〇〇番。地目：田。地積：694 m<sup>2</sup>。権利者：茂原市吉井下〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：茂原市早野〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：譲受人/規模拡大を図るため。譲渡人/耕作・管理が困難なため譲受人に譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 67。所在・地番：横山字細谷〇〇番。地目：田。地積：833 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町横山〇〇番地株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町紺屋〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：譲受人/現在借地にて営農しているバラ園を国道沿いに移転し切花等バラ関連商品の販売促進を図るため。譲渡人/現在は耕作しておらず、バラ園に協力するため無償譲渡する。権利内容：贈与による所有権移転。

番号 68。所在・地番：平沢字大坊〇〇番。地目：田。地積：1,714 m<sup>2</sup>他 17 筆で合計 18 筆 8,048 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地を管理し、維持するため取得したい。譲渡人/恒例により施設に入ってしまった、後継者もおらず管理できなくなってしまうため譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 4 頁に掲載しております。

	事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 番号 64 につきましては 8 番の矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
矢代委員 ( 8 番 )	3 月 3 日の午前中、申請者代理人の〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現況は全ての筆が保全管理されておりきれいな状態でした。権利者は新規に農業をやってみたいということで土地を探していたところ、義務者の方が大多喜町の空き家バンクに登録してあったことから今回の話がまとまりました。農地は畑として利用し、果樹を植えて育てたいとのことでした。通作距離も 30 分程度ですので問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 ( 7 番 )	〇〇番の農地は袋地になっていますが、どのようにアクセスするのでしょうか。
矢代委員 ( 8 番 )	途中まで道があり、隣接者の土地を 5～6m 位通って行くこととなります。直接道に接していないので不便だと思いますが通作は十分に可能だと考えます。
小高委員 ( 7 番 )	資料によりますと申請者の方はトラクターを所有しています。畑作なので使わないのかも知れませんが、使う場合はどこに保管するのでしょうか。
事務局 ( 寺 井 )	詳細な調査まではできておりませんが、提出されている営農計画書の中で古民家物件を購入とされていますので、その場所に保管場所を確保するのではないかと考えます。
議長 (渡辺会長)	申請者の方の年齢は何歳位ですか。
事務局 ( 寺 井 )	48 歳となっています。
議長 (渡辺会長)	他に何かご質問はありますか。

議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号に 64 ついて許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 64 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 65 につきましては 3 番の渡邊委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
渡 邊 委 員 ( 3 番 )	本日の 8 時 30 分に権利者の方の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となりますが、以前まとめて申請した際に漏れてしまっていた筆を今回申請したとのこと。現況については保全管理が良くされており、直ぐにでも耕作可能な状態でありました。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長 (渡辺会長)	ご苦労様でした。渡邊委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それではご質問がないようですので、番号 65 について許可することでご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 65 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 66 につきましては 4 番の森委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
森 委 員 ( 4 番 )	2 月 25 日に申請者代理人の〇〇氏と事務局の伊嶋補佐の立会いにより現地調査を実施しましたのでご報告いたします。 なお、本案件は本日の報告第 2 号番号 19 にあります転用事実の照会と併せて現地調査を実施しました。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所とな

ります。申請地は宅地に入る進入路として農地部分を使用していたもので、今回売買を行うにあたり進入路部分を分筆し、宅地と農地に分け、農地部分について申請を行ったものであります。現況は草刈りがされており、保全管理状態となっておりますので、問題はないと思います。報告は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。森委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長 場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) それでは質問がないようですので、番号 66 について許可することとしてご異議ございませんか。

議長 場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号 66 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 67 につきましては 8 番の矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

矢代委員 ( 8 番 ) 3 月 1 日の午前中、申請者代理人の不動産業者〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。現況は保全管理されており、申請地周辺も本案件と同じ目的で申請者の方が取得済みです。義務者の方は耕作していないのでバラ園の事業に協力し、土地を有効に使ってもらいたく無償で譲り渡したいとのこと。贈与による所有権移転となりますが、贈与税の関係も調べた上で了解していることから、問題はないと思います。報告は以上です。よろしくご審議の程

議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員 ( 7 番 ) 1 月に事務局が作成して配布してくれました申請者の方の取得済み農地一覧図を見ますと〇〇番、〇〇番はまだ取得していませんがその辺はどうなっていますか。

事務局 本日は手元に地図を用意して来なかったのですが、その地図の

( 伊 嶋 )	作成後に 3 条申請がないのであれば取得は行われていないということになります。
小 高 委 員 ( 7 番 )	分かりました。ありがとうございます。
議 長 (渡辺会長)	他にご質問はありますか。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは他にご質問がないようですので、番号 67 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 67 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 68 につきましては渡邊委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
渡 邊 委 員 ( 3 番 )	3 月 5 日の午後 1 時 30 分から権利者の方と一緒に現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 (以下、各筆ごとに報告がある。現況は果樹が定植してある場所が多いが竹が繁茂している場所もあり、保全管理地でハチの巣箱が並んでいる場所も 2 箇所あったとの報告がある) 報告は以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご苦労様でした。渡邊委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 ( 7 番 )	養蜂をやっているという〇〇番の南側は資料の航空写真を見ると萱が生えているようですが現況もそうなのですか。
渡 邊 委 員 ( 3 番 )	現地調査の時には草刈りがされていきました。
議 長 (渡辺会長)	事務局にお伺いしますが、申請者の方は 1 町 6 反位の田を所有していますが、これは住所地の船子で耕作しているのですか。
事 務 局	申請者の方は元々平沢地区の出身の方で水稻を作付けしてお

( 寺 井 ) り、水稻以外にも農地を所有しています。

井 口 委 員 農 業 以 外 に も 不 動 産 業 を 営 ん で い る と い う こ と で す ね 。

( 6 番 ) 事 務 局 その 通 り で す 。

( 寺 井 ) 議 長 他 に ご 質 問 は あ り ま す か 。

( 渡 辺 会 長 ) 議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長 それでは他にご質問がないようですので、番号 68 について許可  
( 渡 辺 会 長 ) することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長 異 議 な し と 認 め 、 番 号 68 に つ き ま し て は 許 可 す る こ と で 決 定 い  
( 渡 辺 会 長 ) た し ま す 。

議案第 1 号については以上です。

続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5 頁 を ご 覧 く だ さ い 。

( 寺 井 )

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 29。所在・地番：堀之内字上ノ墓〇〇番。地目：畑。地積 793 m<sup>2</sup>。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：茨城県稲敷郡河内町片巻 767 番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町堀之内〇〇番地〇〇〇氏。事由：申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置し、事業投資を行いたい。転用を伴う所有権移転。

なお、本案件につきましては今年の 7、8 月頃に 5 条許可申請ということでご審議いただき許可相当となりましたが、その後先月の総会時に権利者が別の方に変更になるということで、計画変更についてこちらもご審議いただき、許可相当となりました。

しかし、事業計画自体は承継されますが、権利者が全く別の方に変られたということで、県の方より 5 条の許可申請書も改めて提出願いたいとの指導がありましたので、申請書を再度徴して今回の総会に諮らせていただいた次第です。なお、現地調査につきましてもこのような理由から割愛をさせていただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 事務局からの説明が終わりました。番号 29 についてご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長 場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) それではご質問がないようですので、番号 29 については許可相当とすることでご異議ございませんか。

議長 場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号 29 につきましては許可相当とすること決定いたします。

議案第 2 号については以上です。

続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件の整理番号 3-37 については森委員の同居親族が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により当該案件の審議開始から終了までは同委員には退出していただきます。

(森委員退室)

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (寺井) 6 頁をご覧ください。

議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり

2. 公告を予定する日：令和 4 年 3 月 8 日

議長からご説明のありましたとおり、本案件につきましては先に整理番号 3-37 を説明させていただき、審議・採決をお願いしたいと思います。採決終了後、森委員に再入室いただき 3-38 以降の説明を行います。

7 頁をお開きください。農用地利用集積計画各筆明細書。整理番号 3-37。①利用権を設定する土地・利用権の条件：久我原字長町〇〇番。地目：田。地積 1,215 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2 筆 2,573 m<sup>2</sup>。利用計画：2 筆とも水田として利用。借賃：0 円。②利用権設定の期間：5 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 3 月 8 日から。期間満了

の日/令和9年3月7日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。借受者：大多喜町弓木〇〇番地〇〇〇氏。なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては18頁に掲載してあるとおりとなります。3-37についての事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 3-37についての事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) ご質問がないようですので、整理番号3-37について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、整理番号3-37については原案のとおり決定することとします。  
森委員の入室を認めます。

(森委員入室)

引き続き整理番号3-38以降の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 (寺井) それでは整理番号3-38から3-43についてご説明いたします。資料は8頁から17頁となりますが、内容につきましては記載のとおりとなります。なお、3-42と3-43につきましては中間管理機構を通しての賃貸借となります。また、それぞれの権利取得後の農業経営の状況につきましては18頁に掲載してあるとおりとなります。事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 事務局からの説明が終わりました。整理番号3-38から3-43につきまして、ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) ご質問がないようですので、整理番号3-38から3-43について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、整理番号 3-38 から 3-43 については原案のとおり決定することとします。

議案第 3 号については以上です。

続きまして議案第 4 号「令和 4 年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(寺井)

20 頁をご覧ください。

議案第 4 号「令和 4 年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」

下記のとおり、令和 4 年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金を定めたいので、その可否について意見を求める。

令和 4 年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金(案)。別添のとおり。

21 頁をご覧ください。まず農作業の標準賃金ですが、1 日当たり実労働時間 8 時間で水田作業が 7,700 円、畑作業が 7,600 円です。

次に機械による農作業標準料金ですが、水田耕起が 10 アール当たり耕耘機 6,600 円、トラクター 6,100 円です。水田代掻きについては、10 アール当たり耕耘機 7,500 円、トラクター 7,000 円。育苗は 1 箱あたり緑化 640 円、硬化 880 円。田植は田植機で 10 アール当たり 6,800 円。刈取はバインダーで 10 アール当たり 8,100 円。脱穀はハーベスターで 10 アール当たり 6,500 円です。また、刈取・脱穀の場合はコンバインで 10 アール当たり 17,200 円です。乾燥は 60kg 当たり普通で 1,000 円、生で 2,000 円。籾摺りは 60kg 当たり 800 円。畔塗りは 1m 当たり 50 円となっております。

なお、本日配布してあります参考資料に平成 26 年度分からの大多喜町の設定料金及び千葉県最低賃金の推移を、また、千葉県農業会議が提示している標準作業料金の平成 30 年度分からの設定状況の推移をそれぞれ表でまとめてあります。また、千葉県農業会議から提示された令和 4 年度地域別農作業標準料金を添付してありますのでご覧いただきたいと思えます。

千葉県農業会議の資料から見られる全体的な傾向としまして、令和 4 年度はかなり作業料金を上げて来ておりますので、大多喜町農業委員会の案としてもこれを参考に一部見直しを行った形でお示しさせていただいております。

千葉県農業会議から示された資料に記載されている料金の値上げ要因としては、事務局では細かい分析は行っていませんが最低賃金の上昇や減価償却費等の算定に基づく結果によるものである

と考えられます。

本日皆様にお諮りした中で、色々なご意見があれば適宜修正してまいりたいと思います。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長  
(渡辺会長) 事務局の説明が終わりました。ご意見のある方は発言をお願いいたします。

森委員  
(4番) 水田代掻きについて、「10アール当たりの人付き作業料金で荒代1回、植代1回を標準」としてありますが、実際に荒代1回では植えられないと思います。

事務局  
(伊嶋) 資料に標記してあります文言につきましては、昨年度のものをそのまま記載させていただいております。森委員さんのおっしゃるように現状と合わないということであれば、修正することは可能でありますので、ご審議いただきたいと思います。

小高委員  
(7番) 事務局からの説明によると提案の内容は大きく分けて2つの要因があり、1つは最低賃金の上昇を見ており、もう1つは千葉県農業会議が提示している金額を参考にしているということで、この2点を根拠に今回のこの数字が出てきているという解釈でよろしいですね。

事務局  
(伊嶋) その通りです。加えて言えば参考資料にありますように平成26年度からの大多喜町の金額の推移も参考に今回お示しさせていただいております。

提案させていただく際に事務局で悩みましたのは、耕作を受ける側に立つと近年のコロナウイルスやウクライナ情勢により燃料費等物価上昇が今後もあると思いますので増額した方がいいと思う反面、逆に耕作を依頼する側に立つとこのような要因で所得が減少している中で一概に増額改定してしまっているのかという疑問もありましたので、その辺の事情も踏まえながら委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

矢代委員  
(8番) 只今事務局から説明がありましたように、色々な要素を考慮した上で今回の数字を提案していると思いますので、極端に根拠のない数字の変動はしていないと思います。

事務局  
(伊嶋) 本日皆様に決定していただいた内容で町広報誌に掲載して町民への周知を図りますが、この資料には記載しておりませんが、実際

に周知を行う際には、この金額はあくまで目安なのでお互いに話をして決めてくださいという注意書きを例年入れております。

森 委 員 ( 4 番 ) 先程私がお話した荒代と植代については、回数表記を削除してしまったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (渡辺会長) 事務局から説明があったように、この数字はあくまで目安なので最終的にはお互いで協議をして決定してしてくださいという表現を強調して標記したらいいのではと思います。

小 高 委 員 ( 7 番 ) こういう案はいかがでしょうか。この表の下に根拠として、千葉県農業会議並びに最低賃金並びに近隣市町村等の動向を踏まえて決定しましたという一文を入れたらどうでしょうか。その表現だと合理的な説明が足りないような感じがしてしまうのではないのでしょうか。

渡 邊 委 員 ( 3 番 ) 町民の方への公表方法は広報誌以外にあるのですか。

事 務 局 (伊 嶋) 広報誌掲載の他、町ホームページへの掲載も行っています。また、本件についての住民の方からの問い合わせにつきましては、昨年は2~3件ありましたが、説明に対して分かりましたということで、特に高いとか安いというご意見はありませんでした。

小 高 委 員 ( 7 番 ) 私が経験する限り皆さんはこの金額を参考にされていますので、我々としては何らかの説明のできる根拠のあるものを示した方がいいのではないかと考えます。

鈴 木 委 員 ( 5 番 ) この10アールいわゆる1反歩当たりという単位については、地域によって違いがあると思います。基盤整備されている場所とそうでない場所では作業条件が違ってきます。この資料の金額を額面通りに受け取るならば基盤整備されている上瀑地域のような場所では単純にこの金額を3倍しなければならなくなりますが、実際問題としてこの金額はこれ以上もらえないと思います。また、回数についても1回では無理だし、1回で納得する人はいないと思いますのでやはり回数を表示しない方がいいと思いますので、最終的には相対で話し合っ決めてもらうしかないと思います。

議 長 (渡辺会長) 事務局にお伺いしますが、千葉県農業会議から示されている金額については、やはり耕地整理を行った3反歩田を基準として考えられているのでしょうか。

事務局 (寺井) 議長がおっしゃっていますように30アール区画の基盤整備済みの農地を基準として算定されていますので、私も大多喜町全体がこの規格には当てはまらないと考えます。

鈴木委員 (5番) 今の時代のコンバインだと3反歩田だと1日6枚の田を刈ることが出来ますので、これ以上の金額を受け取ることはできないと思います。

事務局 (伊嶋) 今寺井から聞いたのですが、荒代・植代の1回というのは過去の農業委員会の解釈では1工程という捉え方をしていたということです。ですので、その田について3回やる必要があるのであればその3回を1工程として捉えていたということです。

矢代委員 (8番) よく荒代・植代を含むという言い方をしていますが、そういう表示の方法でいかがでしょうか。この金額はあくまで大多喜町が独自に目安として提示するものですので、実際の金額は最終的には相対の話合いの中で決めてもらうしかないのではないのでしょうか。

議長 (渡辺会長) 色々なご意見を出していただきましたが、金額的にはこのままとして、備考欄の表示を荒代・植代を含むと修正するという事で委員の皆様はいかがでしょう

議 場 ————— 「異議なし」の声あり —————

議長 (渡辺会長) もう1点、先程小高委員から提案のありました設定根拠についての説明、千葉県農業会議の資料を参考として作成した旨の表示を入れることについてはいかがでしょうか。

加曾利委員 (1番) その点については、あえて表示しなくて良いと考えます。

議長 (渡辺会長) 設定根拠の説明についてはあえて表示しなくていいというご意見がありましたが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

議 場 ————— 「異議なし」の声あり —————

議長 (渡辺会長) それでは異議なしと認め、議案第4号については原案の水田代掻き項目についての備考欄の表示を荒代・植代を含むと修正することで決定することとします。

事務局  
(寺井)

議件は以上でございます。  
それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

22 頁をご覧ください。  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号 38。所在・地番：板谷字恵古田〇〇番。地目：田。地積：102 m<sup>2</sup>他 12 筆で合計 13 筆 11,049 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 1 月 17 日。権利者：大多喜町板谷〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 39。所在・地番：部田字下〇〇番。地目：田。地積：542 m<sup>2</sup>他 17 筆で合計 18 筆 10,913 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 1 月 17 日。権利者：大多喜町部田〇〇番地〇〇〇氏。

番号 40。所在・地番：弓木字平田〇〇番。地目：畑。地積：704 m<sup>2</sup>他 29 筆で合計 30 筆 9,466 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 1 月 24 日。権利者：大多喜町弓木〇〇番地〇〇〇氏。

番号 41。所在・地番：泉水字城前〇〇番。地目：田。地積：446 m<sup>2</sup>他 7 筆で合計 8 筆 8,160 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 1 月 26 日。権利者：大多喜町紺屋〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 42。所在・地番：上原字居倉〇〇番。地目：畑。地積：113 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 625 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 1 月 27 日。権利者：千葉市花見川区朝日ヶ丘〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 43。所在・地番：猿稻字根古屋〇〇番。地目：畑。地積：251 m<sup>2</sup>他 4 筆で合計 5 筆 2,708 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 3 年 10 月 10 日。権利者：大多喜町猿稻〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 44。所在・地番：下大多喜字峯越前〇〇番。地目：田。地積：1,351 m<sup>2</sup>他 24 筆で合計 25 筆 20,480 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 1 月 12 日。権利者：長生郡睦沢町森〇番地〇〇〇〇氏。

番号 45。所在・地番：久我原字西ノ前〇〇番。地目：田。地積：1,832 m<sup>2</sup>他 5 筆で合計 6 筆 13,847 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 3 年 5 月 8 日。権利者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 16。所在・地番：小苗字寺代〇〇番。地目：畑。地積：958

m<sup>2</sup>。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/昭和年月日不詳。調査・報告地目：令和4年2月25日現地調査/照会地の現況は筆一面に竹が繁茂し、南側筆の境界付近に針葉樹も見られた。昭和の終り頃から現況が変化していたとしても現在まで30年以上が経過していることから農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号17。所在・地番：小苗字森ノ宮〇〇番。地目：田。地積：723 m<sup>2</sup>。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/昭和年月日不詳。調査・報告地目：令和4年2月25日現地調査/照会地の現況は筆一面に竹が繁茂していた。昭和の終り頃から現況が変化していたとしても現在まで30年以上が経過していることから農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：番号16に同じ。

番号18。所在・地番：大多喜字北外郭〇〇番。地目：畑。地積：146 m<sup>2</sup>。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/平成元年12月日。調査・報告地目：令和4年2月28日現地調査/照会地は役場近隣住宅地の一角に位置し、南側は商工会館、東側は役場農林課が使用する倉庫に隣接している。現況は伐採後の竹が筆一面を覆っており、耕作されている様子は無かった。平成元年12月から現況が変化したとしても現在まで30年以上が経過していることから、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：埼玉県越谷市千間台東〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号19。所在・地番：弓木字角野〇〇番。地目：田。地積：191 m<sup>2</sup>。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。調査・報告地目：令和4年2月25日現地調査/照会地の現況は弓木535番の住宅への進入路となっている。税務住民課の情報によると本照会地は宅地課税されており、昭和50年10月に母屋の草葺屋根の屋根替えを行い登記済みである。本照会地がこの頃から現在まで進入路として使用されてきたとすると、おおよそ47年が経過しているため、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：茂原市早野〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第2号は以上です

報告第3号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号37。所在・地番：下大多喜字西谷〇〇番。地目：田。地積：1,146 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：長生郡睦沢町森〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：耕作しないため。

番号38。所在・地番：下大多喜字西谷〇〇番。地目：田。地積：1,513 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人・事由：番号37に同じ。

番号39。所在・地番：下大多喜字田代谷〇〇番。地目：田。地

積：550 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人・事由：番号 37 に同じ。

報告第 3 号は以上です。

報告事項は以上で終了となります。

議 長  
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思いま

す。

続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事 務 局  
(伊 嶋)

特にございませぬ。

議 長  
(渡辺会長)

それでは以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

事 務 局 長  
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 3 5 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月7日

議 長 渡辺忠洋

署名委員 小高康照

署名委員 矢代 弘隆